

令和4年度 保育所等の利用調整に関する日程表

令和4年11月1日

申込み締切日等		利用希望日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	翌年 1月1日	翌年 2月1日	翌年 3月1日	翌年 4月1日
受付開始日			—	—	—	—	—	—	8/1(月)	9/1(木)	10/3(月)		11/1(火)	
通常保育	施設提出	保育所 認定こども園	—	—	—	—	—	—	—	—	在園児のきょうだいのみ申込み可 (申込み締切日は「通常保育・郵送」と同じ)			
	郵送 <small>必着</small> 特定記録郵便等	市役所 ・保育認定課	3/25(金)	4/25(月)	5/25(水)	6/24(金)	7/25(月)	8/25(木)	9/22(木)	10/25(火)	11/25(金)	12/15(木)		
	窓口提出	市役所 ・保育認定課	3/31(木)	4/28(木)	5/31(火)	6/30(木)	7/29(金)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	12/15(木)		
発達支援 保育	窓口提出 要予約	市役所 ・保育認定課 ・公立保育園管理課	1/31(月)	3/31(木)	4/28(木)	5/31(火)	6/30(木)	7/29(金)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)		11/30(水)	
申込内容の修正期限 不足書類の提出期限			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	R5/1/4(水)
利用調整会議日			4/11(月)	5/11(水)	6/10(金)	7/11(月)	8/10(水)	9/9(金)	10/11(火)	11/10(木)	12/9(金)	R5/1/11(水)	予定 R5/1/13(金)	予定 R5/2月上旬

- ・ 保育所等には、認可の「保育所」、「認定こども園」、「小規模保育事業所」、「家庭的保育事業者」が該当します。
- ・ 申込みできる保育所等は、第一希望の「保育所」と「認定こども園」となります。  
※ 「小規模保育事業所」と「家庭的保育事業者」では申込みできません。  
 ※ 当面の間、新型コロナウイルス感染症の感染予防・感染拡大予防のため、在園児のきょうだいに限り施設で受付(※要予約)を行っております。
- ・ 申込書類を郵送で提出される場合は、紛失や漏えいなどを防ぐため、追跡可能な「特定記録郵便」、簡易書留、レターパックなどの方法でご提出ください。
- ・ 申込み前の見学(要予約)が必須となっている私立保育所等がありますのでご注意ください。
- ・ 申込内容の修正には、希望施設の「追加」や「希望順位の変更」は含みません。
- ・ 申込内容の修正には、希望施設の「削除」、「きょうだい同時申込み時の入所条件(同時に同園限定など)の変更」、「育休明けでの申込み時の復職希望に関する変更」などが該当します。
- ・ 利用調整結果の通知は、「初回の希望月」、「希望施設を変更した月」、「4月」、「利用承諾した月」の発送となります。
- ・ 利用調整結果の通知は、通常、翌市役所開庁日までの発送となります。ただし、4月の結果通知は申込者が多いため2月中旬頃の発送となります。
- ・ 利用調整結果についての問い合わせ対応は、結果通知の発送日の翌市役所開庁日からとなります。

※この表は、必要に応じて更新します。